

有効期間満了日 平成35年3月31日まで

熊交規第146号

平成31年2月21日

制限外積載許可取扱要領について（通達）

道路交通法第57条第3項に規定する許可（以下「制限外積載許可」という。）の取扱いについて、この度、別添「制限外積載許可取扱要領の改正について」（平成31年2月14日付け警察庁丙規発第4号。以下「警察庁通達」という。）が発出されたことから、本日をもって、警察庁通達に基づいて制限外積載許可を実施することとしたので、各所属にあつてはその運用に誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「制限外積載許可取扱要領の改正について」については、警察庁ホームページをご覧ください。